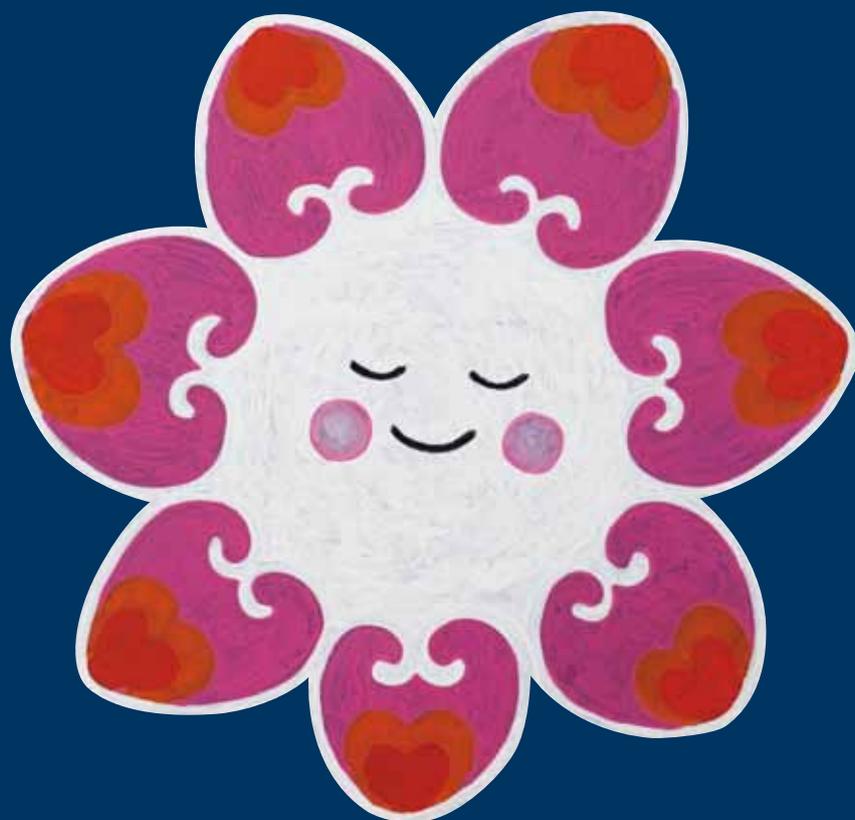


やさしいお店づくり マニュアル

～心のバリアフリーでおもてなし～



障害のある人の社会参加を応援する
企業・お店を募集しています！

「長野市障害者にやさしいお店」の登録にご協力ください！

長野市

考えてみてください



障害はどこにありますか？



これは脚の不自由な車椅子の人の行く手に階段があるという絵です。

この車椅子の人がより快適に生活していくためにはどんなことが必要でしょうか？

この人の脚が不自由なことが障害であるならば、歩行訓練など脚の機能を改善する治療や訓練が必要になります（この考えを医療モデルといいます）。一方、行く手を阻む階段が障害だと考えると、スロープを設置するなど、その段差を解消していくことが必要になります（この考えを社会モデルといいます）。障害を克服するという表現がありますが、克服すべき障害とは一体何か、一緒に考えていきましょう。

障害とは何か？

■ 障害とは、“社会にあるバリア (社会的障壁) のこと”

私たちの暮らすまちは、そのまちに暮らす多数派の人たちにとって便利に作られています。例えば、多数派である障害のない人にとっては小さな段差であっても、脚の不自由な人にとっては生活に支障をきたすほどの大きな障壁になる場合があります。このような段差は社会的障壁と呼ばれます。障害のある人の生きづらさを生み出す原因が社会的障壁なのです。障害のある人が地域の中で生活しやすい環境を作っていくには社会的障壁の除去が必要です。

「障害は不便ではあるが、不幸ではない」という障害のある人の言葉を聞いたことがあります。心身に何らかの不自由なところがあると生きづらさが生じることはありますが、その不便さは、社会的障壁をなくしていくことで軽減することができます。そして、障害のある人が障害のない人と変わらない生活条件を整えていくことが、本当の平等であり公正な社会なのです。障害のある人が、不平等な条件で生活を強いられたり、地域社会から排除されたりすることが問題なのです。障害は社会の側にあるのです。

■ 社会的障壁 (バリア) は段差だけではありません

心のバリアを取り除く

障害に対する
無理解、無関心、
偏見など



「障害者は施設に
いるのが幸せ」
といった誤った
考え方



建物や道路の段差を取り除く

建物や道路の段差、
ドアの形状、
交通システムなど



情報のバリアを取り除く

音声案内が
ないことや
分かりづらい
表示など



やさしいお店について

■ 「長野市障害者にやさしいお店」とは？

長野市では、障害のある人もない人もお互いの存在と価値観を尊重し合い、地域社会の中で共に幸せに暮らしていける共生社会の実現を目指しています。

障害のある人を特別視することなく、障害のある人が安心してサービスを利用できる「心のバリアフリー」の気持ちのある店を「長野市障害者にやさしいお店（以下「やさしいお店」という）」として登録し、障害のある人の社会参加を応援していきたいと考えています。

長野市障害者にやさしいお店登録制度は、障害のある人も含めた多様な市民の皆さんが社会参加しやすい社会環境づくりを推進すると共に、活気ある街づくりや企業活動を応援していくことも制度のコンセプトにしています。

■ 「長野市障害者にやさしいお店」に登録する方法

長野市障害者にやさしいお店は、障害者基本法及び障害者差別解消法、そして障害についての基本的な理解をしたお店がエントリー（登録申請書を提出）することにより登録が完了します。

1 「お店づくりマニュアル」（本冊子）を読み基本事項を理解

2 長野市に「登録申請書」を提出（巻末に添付してあります）

3 長野市から「ステッカー」及び「リーフレット」を送付

4 入口等にステッカー、店内にリーフレットを提示



■ 店頭掲示用シンボルマークの制定

やさしいお店のシンボルマークは、障害のある人もない人も共に生きていく社会の実現に向けて、人と人がつながり、お互いの個性を尊重し合い、協力し合い、支え合える社会を目指して制定されました。

安らかな笑顔を取り囲む花びらのような7つのハートは、よくみると少しずつ形が違っていています。これは、いろいろな人のいろいろな形の優しさがつながって、障害のある人をはじめ多様な個性を包み込む社会を表現しています。

★シンボルマークデザイン：押木 春香さん（長野市在住）



やさしいお店づくりの3つのポイント

心のバリアフリーを大切にする

長野市障害者にやさしいお店登録制度では心のバリアフリーを最も大切にしています。店の間取りや設備が全てバリアフリーでなくとも、障害のある人を快くおもてなしする気持ちを大切にするお店づくりを進めてほしいと考えています。障害のある人を特別な存在としてではなく、特別視せずに一人のお客様として普通に受け入れる温かな心をもった店が障害のある人もない人も全てのの人にやさしいお店なのです。

入店拒否・サービス拒否はしない

やさしいお店は、障害を理由とした入店拒否やサービス拒否等はしてはいけません。障害者差別解消法では、民間事業者（会社や店）も、障害のある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止しています。やさしいお店として、障害のある人に対して障害を理由とした入店拒否はあってはならないことです。

求めに応じて適切な配慮をする

合理的配慮については、障害のある人ひとりひとりの個別の場面での依頼であるため、予め準備が難しいことでもありますが、ちょっとした気遣いや手助けで対応できることも多くあります。障害のある人の要望等に耳を傾け、その店でできる配慮かどうかを検討し、可能な手助けをすることが大切です。



やさしいお店がめざすもの

ユニバーサルな店づくりをすすめる

世の中には、年齢や性別、人種や国籍、障害のあるなしに関わらず多様な人が暮らしています。ユニバーサルデザインとは「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という考え方です。ユニバーサルな店づくりの基本は、全ての人が、見えている、聞こえている、理解している、自由に移動できるという思い込みを捨てることです。

障害のある人の社会参加を応援する

やさしいお店は、障害のある人の社会参加や経済活動を応援する応援団でもあります。障害のある人、あるいはその家族の中には、いわれなき差別や偏見により、お店に出かけることさえ躊躇せざるを得ない状況の人もあります。やさしいお店の輪が広がっていくことで、障害のある人が自信をもって社会参加ができるまちをつくっていきようではありませんか。

対話を通してお互いが理解を深める

立場や文化や生活環境が違う人同士が分かり合うのは口で言うほど簡単なことではありません。むしろ分かり合えないというところからスタートするのが自然な人間関係ではないでしょうか。やさしいお店は、障害のある人とお店の人、障害のあるお客さんと障害のないお客さんとの出会いの場であり、対話の場であってほしいと思います。



“障害者基本法”と“障害者差別解消法”

■ 共生社会の実現に向けて～障害者基本法の制定～

障害者基本法では「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」に向けて、行政機関はもとより全国民が共生社会の実現に努めていくことが求められています。そして、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」とあり、共生社会の実現には差別のないことが必要条件と言えるのではないのでしょうか。

■ 差別の解消を目指して～障害者差別解消法の制定～

平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行されました。行政機関と民間事業者が障害のある人に対して不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、合理的配慮をすることが求められています。

障害のある人への不当な差別的取り扱いとは、障害があるからという理由で、会社の採用試験が受けられない、資格が取れない、スポーツジム入会を拒否される、アパート契約ができないなど、障害のある人を社会から排除しているのではないかと受け止められかねない制度や態度や考え方のことです。

一方、合理的配慮とは、障害のある人から社会的な障壁（バリア）を取り除くことを求められたときに、負担が重すぎない範囲で、そのバリアを取り除くべき対応をすることをいいます。障害のない人にとっては何でもないことが、障害のある人にとっては大きなバリアになることがあります。そこで、障害のある人の要望を聞き、そのバリアを取り除くことができるかどうか検討（建設的対話）をすることが求められているのです。

民間事業者（お店など）については、障害のある人の求めに応じて合理的配慮をするよう努めなければならないと法律に示されています。

合理的配慮の具体例としては、目の不自由なお客さんが「メニューの文字が読めないの読み上げてほしい」といった要望があった場合に店員が読み上げるといったお手伝いや、耳の不自由なお客さんとの筆談などがあります。当事者にしか分からない困り感がありますので、当事者の方の声に耳を傾けることが合理的配慮のスタートです。

「合理的配慮」って
なんだらう？



障害の基礎的理解

()内は関係する主な障害者手帳

●精神障害

精神障害とは、統合失調症やうつ病など、何らかの脳の器質的変化あるいは機能的障害が起こり、さまざまな精神症状、身体症状、行動の変化が見られる状態をいいます。気分が沈む、意欲が出にくい、考えがまとまりにくいといった傾向があり、状況の認識や正確な判断に支障があります。日常生活で疲れやすかったり、体調の変動が大きかったりします。精神障害は性格の問題あるいは「気持ちの持ちよう」といった精神論的な状態ではなく、「脳の病気」として生じている状態である、と理解することが必要です。(精神障害者保健福祉手帳)

●発達障害

発達障害とは、生まれながらの脳の機能(働き)の障害がもとで、人との交流やコミュニケーションに苦手さがあったり、ある特定のことに強い興味やこだわりがあったり、落ち着きがなかったり、時間が守れなかったり、字がうまく読めなかったりして日常生活に支障をきたしている状態をいいます。子どもの頃からその特性(症状)が目立つことが多いですが、大人になって特性が目立つようになる人もいます。生まれながらの特性なので、育て方やしつけで発達障害になることはありません。しかし、子どもの頃から叱られたり責められたりすることも多く、自信がなく自己肯定感が低い人が多いことが問題になっています。(精神障害者保健福祉手帳)

●知的障害

知的障害とは、発達期(生まれた時から18歳)までに何らかの原因で知的機能の障害が表れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいいます。認知や思考などの知的レベルが実際の年齢に比べて幼く、抽象的な概念の理解に困難があり、日常生活に支援が必要な場面も多くあります。言語障害を伴うことも多く社会生活に適應することの困難さがありますが、適切な支援や環境が整えば、就業など積極的に社会参加をしている人も多くいます。実際の年齢よりも幼く見られることも多いため、周囲から子ども扱いされる場合もありますが、そのような対応が本人のプライドを傷つけることがあることも知っておきましょう。(療育手帳)

●肢体不自由

肢体不自由とは、手や足のまひや欠損、あるいは体幹の機能障害で、立ったり、歩いたり、物の持ち運びなどの日常動作や、姿勢の維持に不自由のあることを言います。また、肢体不自由の中でも、脳性まひなどにより全身に障害が及ぶ場合もあります。この場合は、自分の意思に反して手足や顔が動く不随意運動という特徴があり、言語障害もある場合があり、意思の伝達が困難なことがあります。身体介護が必要な方も多いですが、本人の意向や意思を丁寧に確認し、希望に沿った支援が求められます。また、中途半端な知識での対応や無理な介護はその人を危険にさらすことにもつながるため、介護については、その障害をよく知る人から助言を得たり、応援を求めたりするなどの対応が必要な場合もあります。(身体障害者手帳)

●聴覚障害

聴覚の障害で、全く聞こえない状態や、聞こえづらい状態（難聴）があります。原因については耳の機能の問題や神経の問題などがあります。障害が生じた時期によっては、発声・発音などに支障がある場合もあります。一口に聴覚障害といっても、聞こえかたは一人ひとり違います。聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も、他の人からは気づかれにくい側面があります。手話をコミュニケーション手段として使う人もいます。手話は単なるジェスチャーではなく、正式な言語であることの認識も重要です。（身体障害者手帳）

●視覚障害

視力及び視野に障害がある状態をいいます。全く見えない状態（全盲）や、見えづらい状態（弱視）があります。視野では中央だけ右側だけなど一部分しか見えないという障害もあります。視覚障害の人は白杖を持っている、盲導犬と一緒にいるように目が不自由と分かる人もいますが、外見からは目が不自由だとわかりにくい人もたくさんいます。歩道などに点字ブロックが施工されている道路もありますが、放置自転車や違法駐車の手車も多いのが現状です。また、盲導犬ユーザーへの理解も進んでおらず、飲食店への入店拒否などの問題もあります。（身体障害者手帳）

●内部障害

体の内部に障害を持つ人のことで、身体障害者福祉法では7種類の機能障害が定められています。①心臓機能、②じん臓機能、③呼吸器機能、④ぼうこう又は直腸機能、⑤小腸機能、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能（HIV）、⑦肝臓機能です。

外見ではわからないため、周囲の人に理解されにくい障害です。疲れやすかったり、携帯電話の電波の影響が心配だったり、煙草の煙に苦しんだり、トイレの際に不自由を感じたりしています。腎機能障害の場合、定期的に人口透析をしている人もいて、職場など周囲の理解と支援は欠かせません。（身体障害者手帳）

●高次脳機能障害

病気やケガなどによって脳が損傷されたために、認知機能（記憶等）や感情抑制に障害がある状態です。注意力や集中力の低下、記憶に関する問題からコンロの火をつけたまま忘れてしまったり、次にやるべきことを忘れてしまったり、日常生活、社会生活に支障がでる場合があります。一番の問題は、周囲がそのような障害の特性を知らずに「怠けている」と誤解し、生活上のちょっとしたミスを責めたり、叱責したりすることが高次脳機能障害の人を苦しめます。また、怒りや衝動性など感情のコントロールがうまくいかず、人間関係のトラブルに巻き込まれることもあります。（精神障害者保健福祉手帳）

●難病

医療が発達した現代においても、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病がまだまだ存在します。このような疾病を難病と呼んでいます。現在300を超える疾病が難病として指定されています。そのうち約半数の疾病が障害として認定され、障害者手帳を取得できるようになったことにより、ヘルパーなどのサービスを利用できるようになりました。「難病」という言葉のイメージから「感染するのではないか」という無理解や偏見に苦しむ人もいます。（身体障害者手帳）

内閣府「合理的配慮の提供事例集」から抜粋

飲食店での合理的配慮の実例



- ◆視覚障害のある人が、列に並んで順番待ちをする時、並ぶべき列の終端や徐々に進んでいくタイミングが分からないため、店員が順番について把握しておき、順番となるまで列とは別のところで待機できるように配慮した。
- ◆聴覚障害のある人は、メニューの細かい希望を伝えることが難しいため、筆談ボードを使うことで「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」などを店員が聞けるようになり、他のお客と同じように細かい注文にも対応できるようになった。
- ◆肢体不自由で麻痺などがあると、通常の盛り付けでは食べづらい料理があるが、料理を食べやすい大きさにカットし、取りやすさに加えて見栄えも考慮しながら盛り付けを行った。
- ◆車いすのまま着席できるよう、備え付けの椅子を片付けてスペースを確保した。

小売店での合理的配慮の実例



- ◆視覚障害のある人が買い物に来た際に、衣料品の形状や色について口頭で説明し、布地に触れて肌触りを確かめていただいた。
- ◆車椅子で商業施設に行った際、他のお客が多すぎて、通路を通れなかったり、エレベーターに乗れなかったため、目的の売場まで店員が誘導を行った。
- ◆重症心身障害の人が、デパートの多目的トイレを使う際に、成人用のおむつ交換用ベッドがなく不便なため、救護用のベッドを用意して利用していただいた。
- ◆精神障害の人から、異性とのコミュニケーションに負担を感じてしまうことから、同性に接客対応してほしいと申し出があり、同性の店員がいる場合には、その者が接客対応をした。

サービス業での合理的配慮の実例



- ◆銀行などで、まず整理券を取り、受付の順番になると整理番号がモニターに表示される仕組みがあるが、視覚障害の人は、表示されても気づくことができないため、受付の担当者が整理番号を把握しておき、順番になったときには声かけを行った。
- ◆車椅子で申請書類の手続きに行った際、受付窓口が2階でエレベーターもなく上がることができないため、使用していない会議室など1階の適宜の場所まで担当職員が移動し、臨時に受付を設けて対応した。
- ◆知的障害の人は、契約時の要望などを自分で説明することが難しいため、同行の介助者から話を聞いてほしいという申し出があった。個人情報にも関わることなので通常は本人から聞くことになっているが、必要に応じて介助者から説明を聞くこととした。

長野市のお店で取り組んでいる好事例

油種、支払い方法等の選択をマグネット式のコミュニケーションボードで ■吉田興産アポロファミリー上松SSさん（小売店）

フルサービスのガソリンスタンドで、給油の際に必ず聞かれるのが、支払い方法、油種、数量、最近では割引券の有無などです。運転初心者の時などは、まとめて聞かれるとちょっと混乱します。ドライバーが聴覚障害の人だったら、どうでしょう？店員の言っていることはある程度想像できても、店員に意思を伝えることは難しいことがあります。吉田興産アポロファミリー上松SSさんでは、給油の際、マグネットボードを使って支払い方法等の確認を行っています。これなら、聴覚障害の人でも安心だし、店員さんもしっかりと確認ができます。障害のある人だけでなく、全ての人に役に立つユニバーサルな考えに基づいた取り組みです。



コミュニケーションボードは給油機に張り付けてあり、スタッフがすぐにお客様に提示できるようになっている。



凍結防止装置のあるスロープを設置 ■ドンキホーテ上松店さん（飲食店）



ファミリーや若者に人気のハンバーグ店。高齢の方、ベビーカーを押したファミリー、車椅子や杖を使用している方のためにスロープを設置しました。ただ、長野の冬は降雪もあり、道路が凍り付くことがあります。凍りついて滑りやすいスロープは転倒などの危険があります。そこで、ドンキホーテさんでは、スロープに凍結防止装置を施工しました。三世代ファミリーや障害のあるお客様も多いドンキホーテさんならではの気遣いです。ハード面の整備においても、利用する方の立場になった配慮がうれしいですね。

業界全体でハートフル美容師の養成 ■新宿美容室さん（サービス業）

高齢あるいは障害のあるお客様に、安全に快適に、そして満足いただける美容サービスを提供しようと、美容組合では「ハートフル美容師養成研修」を始めています。長野市の新宿美容室では、ハートフル美容師の研修を修了した美容師が中心となり、高齢の方、障害のある方、寝たきりの状態の方など、美容技術だけでなく、お客様の心身の状況を理解した上で、行き届いた美容を心掛けています。この美容組合のように、それぞれの業界団体に障害のある人への支援の取り組みを考えていくこともとても効果的です。



常連さんが使用するストローを店でキープ

■ギャラリー&バー はっぱカフェさん（飲食店）



障害のある常連さんも多いという、ぱていお大門のはっぱカフェでは、あるお客様がお酒を召し上がる時に使用する専用のストローを、ボトルキープならぬストローキープをしています。お客様がドリンクを注文されると、いつものストローをグラスにセットしてお出ししています。お帰りの際には、ストローをお預かりし洗浄して保管しています。このようにちょっとした配慮で、障害のある人の生活がぐっと便利に快適になることがあります。

加盟店のバリアフリー情報を収集し必要なお客様に

■長野市戸隠観光協会さん（サービス業）

戸隠観光協会では、加盟するホテル、旅館、民宿、飲食店等のバリアフリー情報や障害のあるお客様の受け入れ経験などの情報を収集し、車いすユーザー、知的障害や精神障害のあるお客様への案内に活用しています。バリアフリーのトイレがある、家族で貸し切りできる風呂がある、障害のある人の団体を受け入れた経験があるといった情報が事前に入手できるのは、障害のある人やそのご家族が旅行の計画する際にとっても役に立つことでしょう。



長野市障害者にやさしいお店登録制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条の規定による地域生活支援事業として行う、市内の店舗等が障害者等の理解を深めるための研修・啓発事業（以下「やさしいお店登録制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「店舗等」とは、本市に所在し、不特定多数の市民が利用する小売業者、飲食業者及びサービス業者等の店舗で、公序良俗に反しないものをいう。

(登録の対象)

第3 登録の対象となる者は、別表に掲げる適切な対応（以下、「適切な対応」という。）ができる
と認められる店舗等とし、原則として1店舗ごとの登録とする。

(登録の申請)

第4 登録を希望する店舗等の管理者は、長野市障害者にやさしいお店登録申請書兼台帳（様式第1号。以下「登録申請書兼台帳」という。）を市長に提出するものとする。  14ページに掲載

(調査等)

第5 市長は、前条の規定による登録申請書兼台帳の提出があったときは、当該店舗等について必要に応じて調査を行うとともに、登録にあたっての啓発・助言を行うものとする。

(店舗等の登録)

第6 市長は、前条の規定による調査等により、当該店舗等が第3に規定する要件に該当と認めるときは、登録申請書兼台帳に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、長野市障害者にやさしいお店登録制度登録結果通知書（様式第2号。以下「登録通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前条の規定による調査等により、当該店舗等が第3に規定する要件に該当しないと認めるときは、長野市障害者にやさしいお店登録申請却下通知書（様式第3号。以下「却下通知書」という。）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第7 前条の規定による登録の有効期間は、登録を行った日から2年間とする。

2 市長は、前項の規定による登録の有効期間が満了するまでに、登録台帳に基づき、再度必要に応じて調査を行い、登録台帳を更新することができる。

(登録の取消)

第8 市長は、登録の店舗等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を取消することができる。

(1) 店舗等の利用者等からの苦情等により調査を行った結果、登録の要件に欠けると認められるとき。

(2) 公序良俗に反する等、登録の店舗等として不適当であると認められるとき。

(3) 店舗等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 登録者が自ら登録を辞退するとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

(啓発、助言)

第9 市長は、登録の店舗等に対し、定期的に啓発・助言を行うものとする。

2 前項のほか、広く市民及び障害当事者の意見を聴き、事業の充実に努めるものとする。

(周知)

第10 市長は、市広報紙、ホームページその他適当と認める方法により市民等に対して制度の趣旨、登録の店舗等について周知するものとする。

2 前項のほか、店舗等に対して制度の趣旨について周知するものとする。

(事業の実施)

第11 市長は本事業の全部又は一部を制度の趣旨を理解し、適切に実施できると認められる法人等に委託することができるものとする。

(補足)

第12 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表

趣 旨	具体的な対応 (例示)
障害を理由としてサービス提供拒否や入店拒否をしないこと	<ul style="list-style-type: none">・「車いす利用者だから…」 「目が見えないから…」 「耳が聞こえないから…」 等、障害を理由として入店や入会を断らない。・盲導犬等の補助犬を同伴した障害者の入店を断らない。
心のバリアフリーを大切にされた店づくりを進めること	<ul style="list-style-type: none">・経営者や従業員が、障害者理解に努め、障害者のサービス利用や来店の際に、歓迎する態度と気持ちを持って接客をする。・従業員が障害者に対する理解を深められるように研修等を行うよう努める。
合理的配慮の提供に努めること	<ul style="list-style-type: none">・店等がサービスを提供するにあたり、障害者から何らかの配慮の申し出があった場合には、その配慮が過重でない範囲で配慮するよう努力する。・写真付きメニュー、筆談ボード、スロープ等、障害者のコミュニケーションや移動等に必要だと思われるものを予め準備し、ユニバーサルなサービス提供、店づくりに努める。
障害者の社会参加を応援すること	<ul style="list-style-type: none">・障害者が、外出、外食、買い物、レジャー、スポーツ等に積極的に参加できる社会環境づくりに貢献する。
障害者との対話を大切にすること	<ul style="list-style-type: none">・障害者と店員等が対話を通して互いの理解を深められるような機会を増やしていく。・店舗等の形態によっては、障害のある客とない客とが対話ができるような場づくりに努める。

(宛先)長野市長

住 所

団体名

代表者名

連絡先(電話)

長野市障害者にやさしいお店登録申請書兼台帳

長野市障害者にやさしいお店登録制度実施要領第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録内容 ※太枠内をご記入ください

登録番号			受付年月日	年	月	日
屋号(店舗名)			登録年月			
			廃止年月			
店舗の種類	<input type="checkbox"/> 小売店	<input type="checkbox"/> 飲食店	具体的業種			
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> その他				
所在地	〒 -		TEL			
管理者氏名			FAX			
Email	@		URL			
店のPR	(例1:障害のあるお客様、お子様連れのご家族、全てのお客様大歓迎です！) (例2:入口は自動ドアで車椅子のお客様も楽にご来店いただけます)					
【事務局使用欄】	申請時確認 適・不適					
更新時確認・他						

○この申請用紙は長野市障害福祉課のホームページからもダウンロードできます。

○このページをコピーし申請用紙として使用することができます。

○申請用紙は、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。



◆障害者にやさしいお店登録申請書の提出先は…

**長野市障害者権利擁護サポートセンター ベターデイズ
障害者にやさしいお店推進室**

〒381-0038 長野市東和田 926-1

電話：026-262-1110 FAX：026-217-7024

電子メール：yasashiomise@moritoki.jp

◆障害者にやさしいお店登録制度に関するお問い合わせは…

長野市障害福祉課 電話：026-224-5030 FAX：026-224-5093